

富良野市における観光振興財源の導入に関する 提言書(案)

令和2年2月

富良野市観光振興財源検討有識者会議

<目次>

1.観光振興財源導入検討の背景と目的	p1
2.観光振興財源導入検討の経緯	p5
3.他地域の観光振興財源確保の事例	p7
4.富良野市にふさわしい観光振興財源の検証（各種財源の比較）	p8
5.宿泊税導入に対する観光客の意識	p11
6.宿泊税の使途	p14
7.宿泊税の制度設計	p18
8.宿泊税導入後の使途の検証・検討プロセス	p22
9.宿泊税の導入と運用に伴う条例	p23
10.提言まとめ	p24
観光振興財源検討有識者会議委員名簿	p26

観光振興財源導入検討の背景と目的① ～富良野市観光の現状と課題～

- ✓ 農業と観光業を中心に発展してきた富良野市で観光業がもし衰退すれば、雇用面や市民生活レベルの質の低下など、大きな問題につながりかねない
- ✓ ビジョン達成に向けては、5つの柱と32の具体的な戦略を定め、各戦略を効果的に進めていくためにも「持続性を確保するしくみ」として「観光と連動した法定外目的税を使った地域イノベーションのしくみ」を加え、ビジョンを確実に達成していくための体制づくりと、観光まちづくり戦略のための新たな独自財源の確保を図ることとしている。

●これまで指摘されている富良野市観光の問題点・課題

ふらのビジョン2030	平成30年度 富良野市観光経済調査報告書
- 季節格差による春・秋の宿泊者数減少 - 客室稼働率の低さ - 滞在コンテンツの充実 - 人口減少による観光サービス産業の人手不足 - マーケティング強化、観光産業の生産性向上に向けたデジタル化 - 持続可能な受入体制の強化 - 総合満足度は高いものの、再来訪意向（リピーター）が弱い - 宿泊施設、域内交通（移動の快適性、案内標識、二次交通）、情報収集に対する満足度が低い <観光客の満足度> ●個別評価（「大変そう思う」が低いもの） - 地域に行ってからユニークな情報を収集できた（9.56%） - 宿泊施設の質がよいと感じた（10.02%） - 地域内の案内標識が豊富で便利だと感じた（10.49%） - 宿泊施設でのおもてなしが感じられた（10.96%） - 地域に行ってから容易に情報を収集できた（10.96%）	- 多様化するインバウンド客への対応、マナー問題への対応 - 伝統的な観光資源に加え、新たな魅力の増強 - 災害時、住民のみならず観光客の安全確保 - 移動の快適性、二次交通の充実 - スキー・スノーボード以外のアクティビティの開拓 - 住民との連携（観光客へのマナー啓発など） <観光に関する住民意識調査> ●今後必要な施策や努力（上位5項目） - 環境維持のための規制（48.5%） - 移住・移民も含めた人口維持（38.2%） - 観光人材の育成（36.9%） - 二次交通（バス等）の整備（36.2%） - リゾート地や住宅の建設の規制（22.6%）

ふらの ビジョン
FURANO VISION 2030 富良野市が持続可能な観光地域づくりを行うためのビジョン

基本目標：「オールシーズン」「滞在型」の国際観光地へ」

「快適な滞在環境をつくる」
「仲間や家族と楽しめる観光地にする」

「時間消費のメニューを増やし、質を高める」
「記憶」に残り、リピートしたくなる観光地にする」

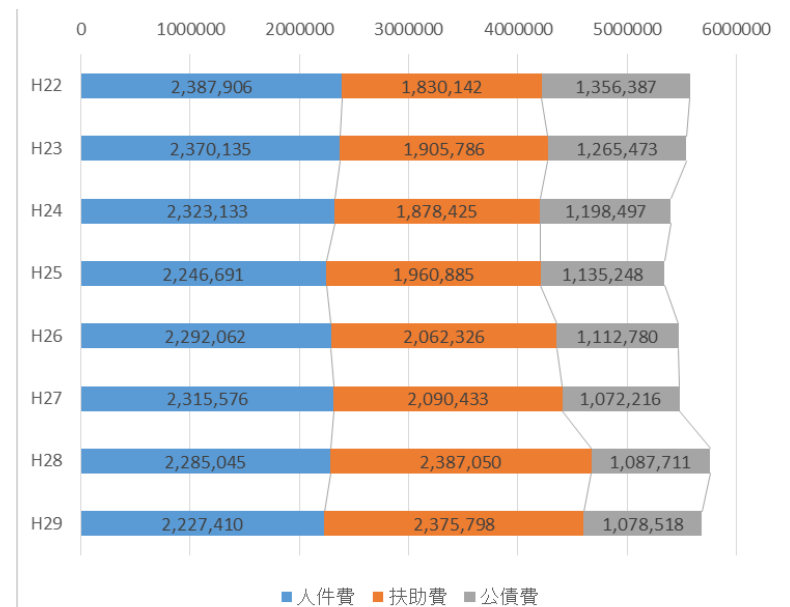
観光振興財源導入検討の背景と目的② ～観光費と税収～

- ✓ 2014年度から観光費は増加傾向にあり、2017年度は7089万円。
- ✓ しかし、今後も人口減少・少子高齢化の進行に伴い、税収の減少、高齢化に伴う扶助費の上昇による義務的経費の増加、反面、投資的経費への予算配分の減少、とりわけ**観光費への予算充当の水準が確保できず、減少していくことが予想される**
- ✓ **活力ある地域社会を維持し、観光客から持続的に支持される「世界水準の観光地づくり」をめざすためには、持続的な財源、人材を含めた実施体制の構築が必須**
- ✓ **これまでの一般財源とは差別化した、確実に観光振興に活用できる独自財源を確保する必要性**
※入湯税やふるさと納税なども整合性を図る必要性

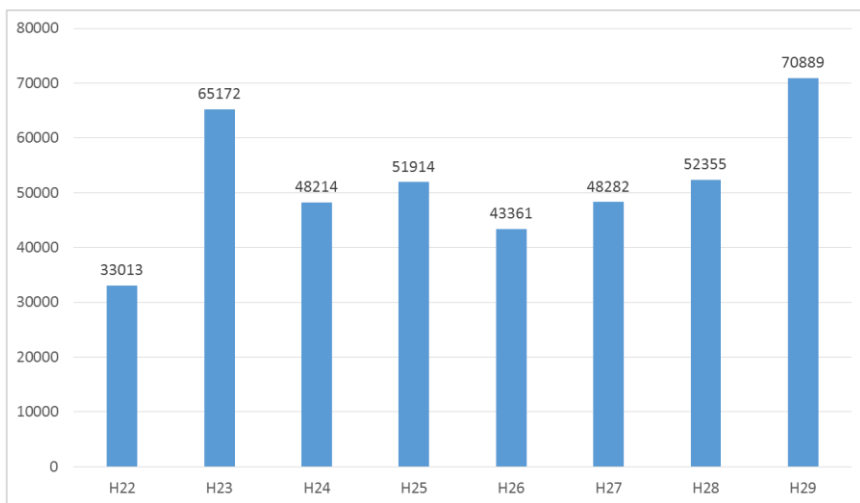
●2017年の税収（一部）（単位：千円）

	市税	固定資産税	都市計画税	入湯税
2017年度	2,597,493	996,885	124,328	48,379

●義務的経費の推移（単位：千円）



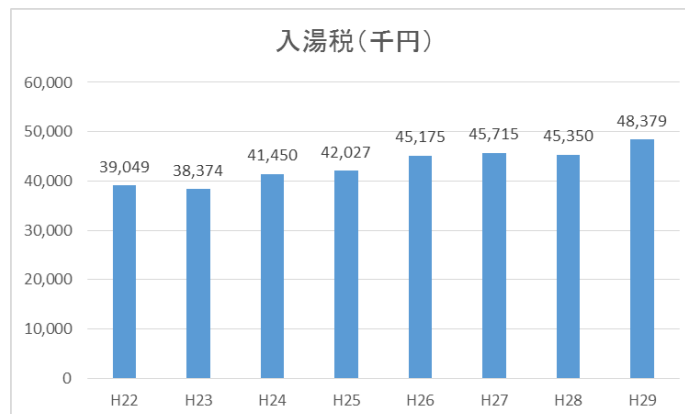
●観光費の推移（単位：千円）



観光振興財源導入検討の背景と目的③ ～入湯税の税収と活用状況～

- ✓ 富良野市における入湯税徴収対象施設は4施設(令和2年1月31日現在)。
- ✓ 2017年度の入湯税の税収は約4,838万円。(当時の市内の対象施設は3施設)
- ✓ 用途は環境衛生施設の整備や消防施設等の整備のほか、観光施設の整備やプロモーション、組織への補助金など(直接的な観光目的の用途は54.6%)

●入湯税の推移(千円)



●入湯税の用途

		2015年	2016年	2017年
環境衛生施設の整備				
	リサイクルセンター修繕工事	5,000	13,133	21,955
	山部水処理センター修繕工事	11,502		
消防施設等の整備				
	上水道消火栓取替工事	7,376		
観光施設の整備				
	農村環境改善センター修繕工事	5,190	18,306	3,024
	登山コース整備事業	1,931	1,911	3,400
	太陽の里キャンプ場配水官修繕工事	1,000		2,700
観光振興				
	富良野美瑛キャンペーン	3,570	3,500	4,500
	ふらの観光協会補助金	5,146	3,500	4,500
	北海へそ祭り実行委員会補助金	5,000	5,000	
	スノーファンタジー推進協議会補助金			4,500
	観光PR動画製作事業			2,500
	観光地サイン整備事務委託			1,300
	合計	45,715	45,350	48,379

観光振興財源導入検討の経緯①

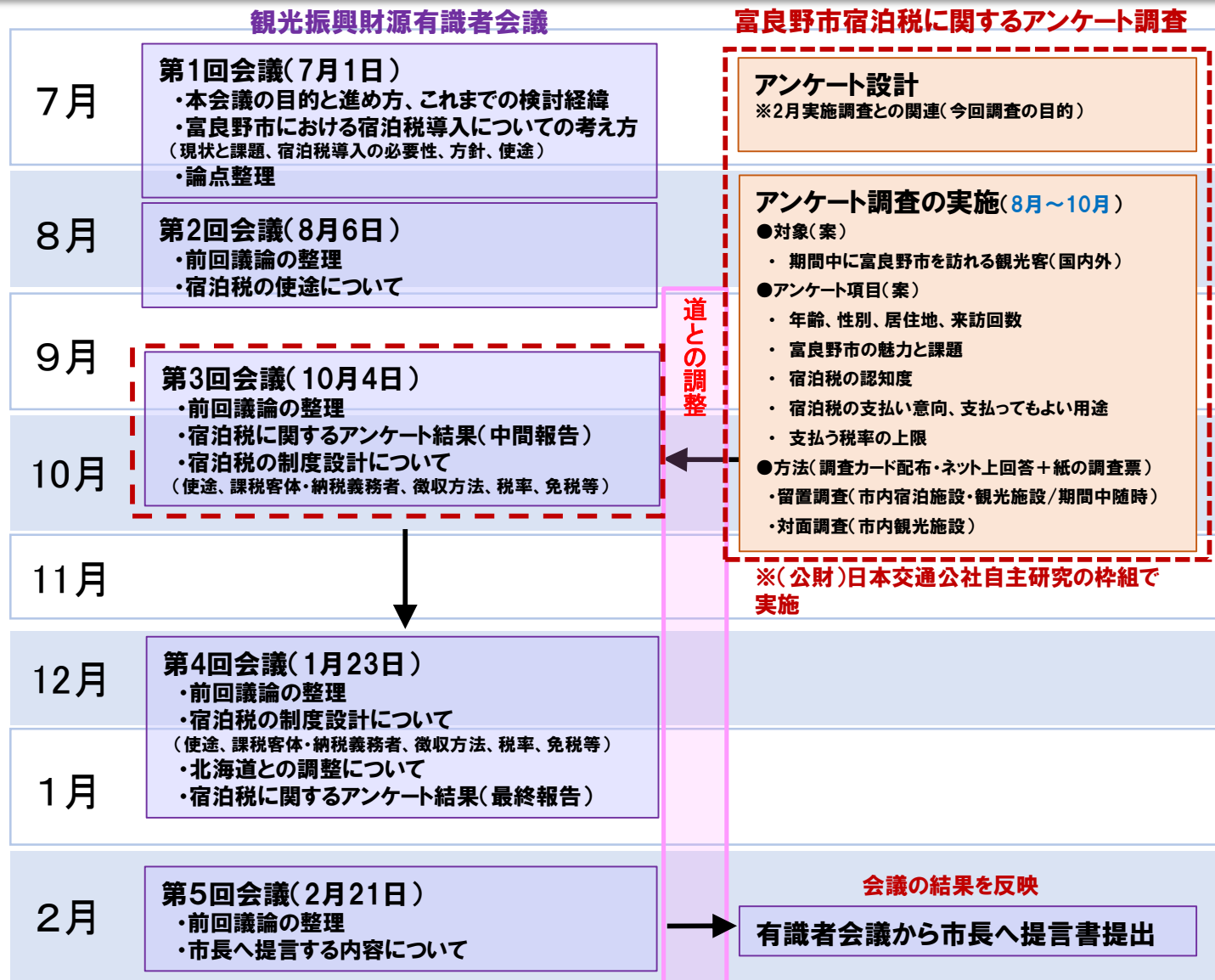
✓ 2018年11月に「富良野市の観光振興のための財源検討チーム」を富良野市役所庁内に設置し、6回のワーキングと2回の先進地視察、アンケート結果により意見をとりまとめ、2019年3月に市長・副市長に報告をおこなった。

回・日程	内容
第1回 (2018年11月27日)	1. 開会 2. 協議内容 ①これまでの調査経過 ②今後の進め方 3. 今後のスケジュール(案) 4. 閉会
第2回 (2018年12月17日)	1. 開会 2. 前回の協議結果について 3. 協議内容 ①情報提供 ②導入にあたっての課題共有 4. 今後のスケジュール(案) 5. 閉会
第3回 (2019年1月9日)	1. 開会 2. 前回の協議結果について 3. 協議内容 ①導入にあたっての課題共有 1) 使途の整理、2) 免税の範囲、3) 納入方法、 4) 宿泊業者への理解・周知の整理 5) 基金の設置、6) 還付方法(徴収コスト) ②京都市へのヒアリング 4. 今後のスケジュール(案) 5. 閉会
ヒアリング	京都市行財政局税務部税務課 (2019年1月31日)
アンケート	観光客の金銭的負担に関する意識調査 (2019年2月2日～11日)

回・日程	内容
第4回 (2019年2月4日)	1. 開会 2. 前回の協議結果について 3. 協議内容 ①京都市へのヒアリング報告、②倶知安町へのヒアリング、③導入にあたっての課題共有 4. 今後のスケジュール(案) 5. 閉会
ヒアリング	倶知安町総合政策課、税務課、観光課 (2019年2月12日)
第5回 (2019年2月20日)	1. 開会 2. 報告事項 ①前回の協議結果について、②倶知安町へのヒアリング報告、 ③富良野商工会議所からの要望 3. 協議内容 ①3月議会での黒岩議員への回答、②今後の進め方 1) H30年度内の進め方、2) H31年度の進め方 4. 今後のスケジュール(案) 5. 閉会
第6回 (2019年3月26日)	1. 開会 2. 報告事項 ①旅行者へのアンケート結果報告、②これまでの検討結果報告(総括) 3. 協議内容 ①積み残した課題について、②今後の進め方について 4. 今後のスケジュール 5. 閉会
市長・副市長に最終報告(2019年3月26日)	

観光振興財源導入検討の経緯②

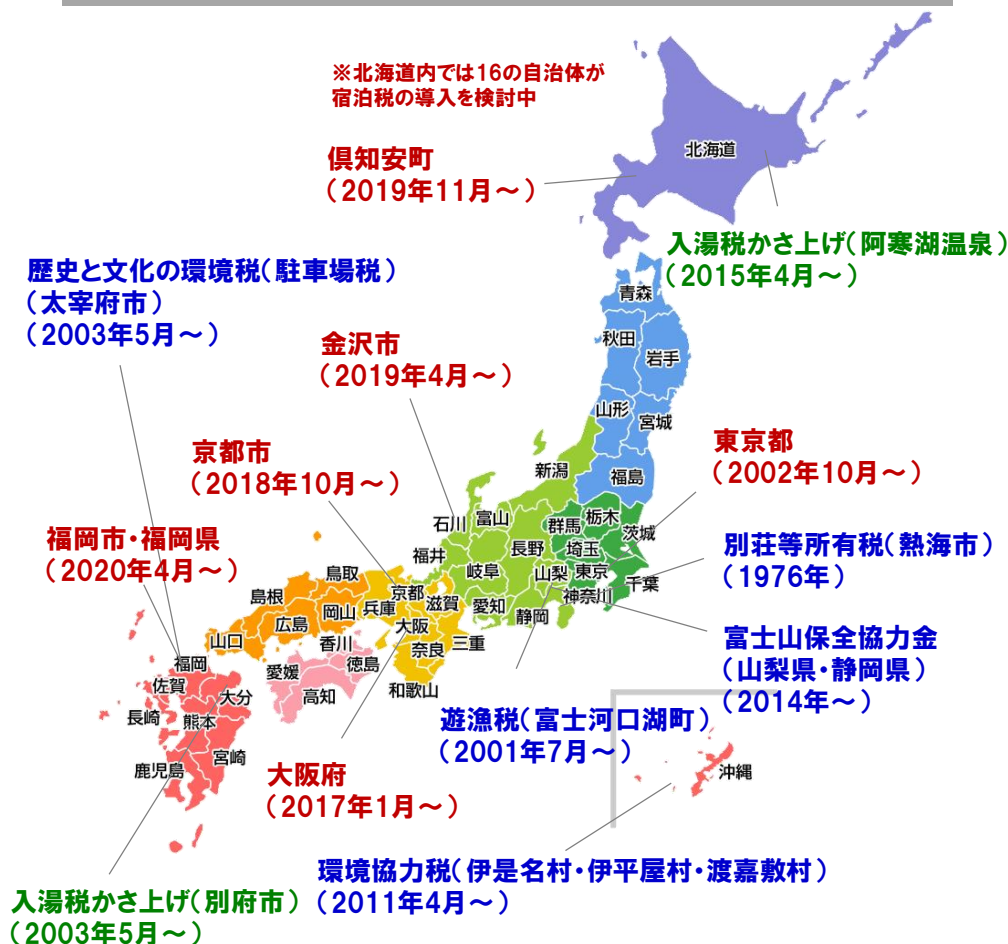
✓ 2019年7月に「観光振興有識者会議」を立ち上げ、計5回の有識者会議と「富良野市宿泊税に関するアンケート調査」の結果により意見をとりまとめ、2020年2月に市長・副市長に提言書を提出。



他地域の観光振興財源確保の事例

- ✓ 海外では受益者負担による宿泊税の導入は積極的におこなわれており、国内各地域でも独自の観光振興財源として導入・検討されている。（例）バルセロナ、ローマ、パリ、アムステルダム、ベルリン、ハワイ州、フロリダ州オレンジ郡、カリフォルニア州サンフランシスコ等
- ✓ 国内でも観光財源確保の動きが活発にみられるようになり、2002年の東京都を皮切りに、近年は宿泊税導入に関する議論が活発に行われている。
- ✓ 道内では16自治体が宿泊税の導入を検討中（2020年1月現在）

国内の観光財源導入地域の例



種類・地域	概要
宿泊税	東京都での導入を皮切りに自立的な観光振興財源として注目を浴びつつあり、特に2018年以降盛んに導入・検討されている。宿泊料金に課税されるため、宿泊施設がある程度集積している地域に適している。
入湯税のかさ上げ（阿寒湖温泉）（別府市）	2015年度から国際観光ホテル整備法の登録旅館・ホテルに宿泊する一般客の入湯税を現行の1人1泊150円から250円に引き上げ。上乗せした分を新設する基金に積み立て、用途を観光振興に限定して活用。（阿寒湖温泉）
別荘等所有税（熱海市）	昭和40年代後半より増加した一戸建別荘やリゾートマンションの建設に対応する行政需要の増大に対応するため、昭和51年に新設。所有している別荘などの延床面積1平方メートルにつき650円の割合で課税。
遊漁税（富士河口湖町）	河口湖において漁協組合員以外が漁業権の対象となる水産動物を採捕する遊漁行為に課税。河口湖及び周辺地域における環境保全、環境美化及び施設整備に使用。1人1日につき200円（障害者、中学生以下は課税免除）
歴史と文化の環境税（駐車場税）（大宰府市）	太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしいまちを創造するため、有料駐車場の利用者に一定の負担を求める法定外普通税として創設。（自転車除く二輪車50円、乗用車100円、マイクロバス300円、大型バス500円）
環境協力税（伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村）	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用として旅客船等により伊平屋村へ入域する行為に対して徴収。1回の入域につき100円（障害者、高校生以下は課税免除（渡嘉敷村は障害者と中学生以下））
富士山保全協力金（山梨県・静岡県）	富士山を後世に引き継ぐため、社会実験を経て実施。五合目から先に立ち入る来訪者お一人様基本1,000円（子どもや障がい者は協力いただける範囲の金額）。現地支払の他、ネットやコンビニでも支払可能。

富良野市にふさわしい観光振興財源の検証(各種財源の比較)

- ✓ 市民の市内施設の宿泊利用は宿泊総数からするとわずかであり、宿泊客＝観光客という定義が成立
- ✓ 旅館業法等関連法により宿泊客という課税主体を明確にしやすい
- ✓ 富良野市の特性(宿泊観光地であること、温泉施設が少ない、登山者がそれほど多くない)や、確保した財源の使途方針(観光振興全般に利用したい)をふまえると、**宿泊税をベースとした議論が有効**であると考えられる。

種類	課税対象(客体・納税者義務)及び徴収方法	富良野市への導入可能性に向けた考察				
		課税対象	徴収方法	税収額	使途合理性	持続性
入域料(*)	- 対象：申請地域(都道府県又は市町村)が作成する「地域計画」によって設定した「地域自然資産区域」の利用・利用者 - 方法：入域手続き時やビジターセンター等の入域ポイントでの徴収(任意又は強制(乗鞍のみ)) - 使途：対象地域の自然環境保全事業(登山道、駐車場、トイレなどの整備・維持・管理費、希少動植物の保護費、清掃費、遭難対策費等) ※導入地域：富士山、白神山地、乗鞍、伊吹山、屋久島、伊豆名島等 (*)2015/4施行「地域自然資産法」に基づく。入山料や入島税、協力金等	△ エリア/利用者の特定困難	△ 適した徴収場所が市内に不在	△ 利用者が限定的	△ 対象地域周辺に限定される	○ 適切な管理運営により持続可能性有
駐車場利用税	- 対象：当該地域の駐車場利用・利用者 - 方法：駐車料金とあわせて徴収 - 使途：観光資源の保全・整備・充実、ハード整備、交通渋滞対策等 ※導入地域：大宰府市、白川郷は駐車場料金高上げ、整備事業に充当	△ 観光客の特定困難	△ 適した徴収場所が市内に不在	○ 一定確保可能	△ 駐車場周辺整備利用と観光利用との関連性不明瞭	○ 適切な管理運営により持続可能性有
リフト税	- 対象：リフト利用・利用者 - 方法：施設での徴収 - 使途：スキー場関連施設のソフト・ハードの整備等	○ スキー客に限定	○ スキー場等で徴収可能	△ 限定的	△ スキー関連の目的に限定される	○ 適切な管理運営により持続可能性有
入湯税(かさ上げ)	- 対象：温泉利用・利用者 - 方法：施設での徴収 - 使途：環境衛生施設整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防関係整備、観光振興等	○ 一定数以上が見込める	○ 温泉施設で徴収可能	△ 市内では3施設のみで限定的	○ 観光振興に広く活用可能	○ 適切な管理運営により持続可能性有
宿泊税	- 対象：宿泊行為・宿泊客 - 方法：宿泊施設 - 使途：観光受入環境整備、観光資源保全・管理、オーバーツーリズム対策、情報発信、観光の振興、観光まちづくり等	○ 一定数以上が見込める	○ 宿泊施設で徴収可能	○ 一定の集積があるため確保可能62施設	○ 観光振興に広く活用可能	○ 適切な管理運営により持続可能性有
ふるさと納税	- 対象・方法：対象地域を応援したい国民(外形的基準無し)が納税 - 使途：地域課題解決、地域振興、その他地域に資する事業	○ 納税希望者	○ 制度・システム利用	○ 一定確保可能	△ 観光振興にも活用できるが全額ではない	△ 政府の方針により左右
クラウドファンディング	- 対象・方法：対象プロジェクトを応援したい国民が出資 - 使途：当該プロジェクトの施行	○ 出資希望者	○ 制度・システム利用	△ 対象PJT事業費のみ	△ 対象PJTのみに限定される	△ 継続的なPJT実施が必要

【参考】国内他地域の宿泊税の概要①

●他地域の宿泊税の概要

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市
課税 客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・国家戦略特別区域法に規定する規定事業に係る施設（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	俱知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税 標準	上記施設への宿泊数					
納税 義務者	上記施設への宿泊者					
税率	1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満：課さない ② 1万円～1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円～：200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 7千円未満：課さない ② 7千円～1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円～2万円未満：200円 ④ 2万円以上：300円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満：200円 ② 2万円～5万円未満：500円 ③ 5万円以上：1000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	1人1泊または、1部屋1泊の ① 宿泊料金の2%	1人1泊について宿泊料金が 2万円未満：200円 2万円以上：500円
免税点	1万円未満	7千円未満	なし	なし	なし	なし？
課税 免税	なし	なし	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者	なし	① 小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率する教員 ② 俱知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 ※各学校からの届出が必要	なし？

【参考】国内他地域の宿泊税の概要②

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する規定事業者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する					
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能			毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	
主な使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	●観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進 ・旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化 ・大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み ・旅行者の安全・安心の確保 ●魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 ・魅力溢れる観光資源づくり ・効果的な誘客促進	・住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 ・入浴客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備 ※そのほかにも、「京町家の保存・継承」、「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」、「違法民泊の適正化」などについて、宿泊税を財源として取組を推進	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ・観光客の受入観光の充実 ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興 ※新規または拡充するものに限る	観光客満足度の底上げと再び「俱知安」を訪れていただくため、本町が抱える課題の解決に使用。 ・リゾート地としての質の向上 →域内交通網の整備、ニセコ・羊蹄山環境保全・安心・安全なリゾートの形成 ・リゾート地としての魅力の向上 →観光インフラの整備、新幹線を意識したまちづくり	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てる。 ①新規事業 ②既存事業の拡充 ③新規事業又は拡充した既存事業の継続 ④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業に充てる

※各自治体のHPを元に作成。福岡市については「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」（平成30年11月）を元に作成

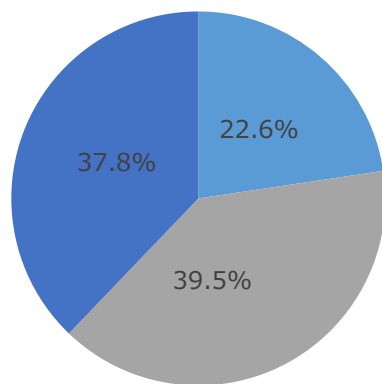
宿泊税導入に対する観光客の意識①

【調査概要】

- 調査名：富良野市宿泊税に関するアンケート調査
- 調査期間：2019年8月16日～10月31日
- 言語：日本語、英語
- 調査媒体：ウェブ調査（インターネット上に設置して回答用ページによる回答）、及び紙回答（紙調査票使用）
ウェブ調査については、回答ページにアクセスするためのQRコードを記載した名刺サイズの調査カードを使用
- 調査地点：対面調査は、フラノマルシェ1・2、ニングルテラス。
留め置き調査施設は観光施設7か所、宿泊施設6か所
- 回収実績（有効回答数）：日本人281サンプル（標準誤差10%以内）、外国人15サンプル 合計296サンプル

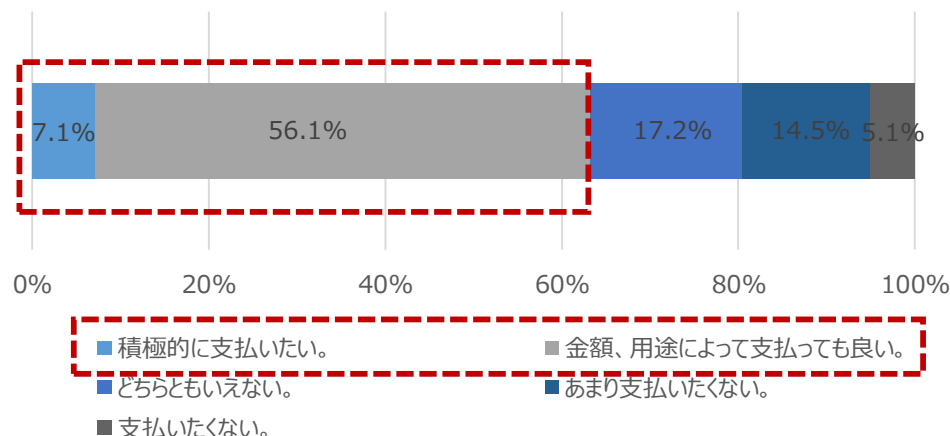
- ✓ 宿泊税について、回答者全体の39.5%が「名前は聞いたことがあったが、内容については詳しくは知らなかった」と回答。37.8%は「知らなかった」、内容を含め「どのようなものか知っていた」のは全体の22.6%となった。
- ✓ 宿泊税の支払い意思是、7.1%が「積極的に支払いたい」と回答し、半数以上の56.1%が「金額、用途によっては支払っても良い」と回答。

宿泊税の認知度 (n=296)



- 宿泊税について、どのようなものか知っていた。
- 宿泊税という名前は聞いたことがあったが、内容については詳しくは知らなかった。
- 知らなかった。

宿泊税の支払い意思 (n=296)

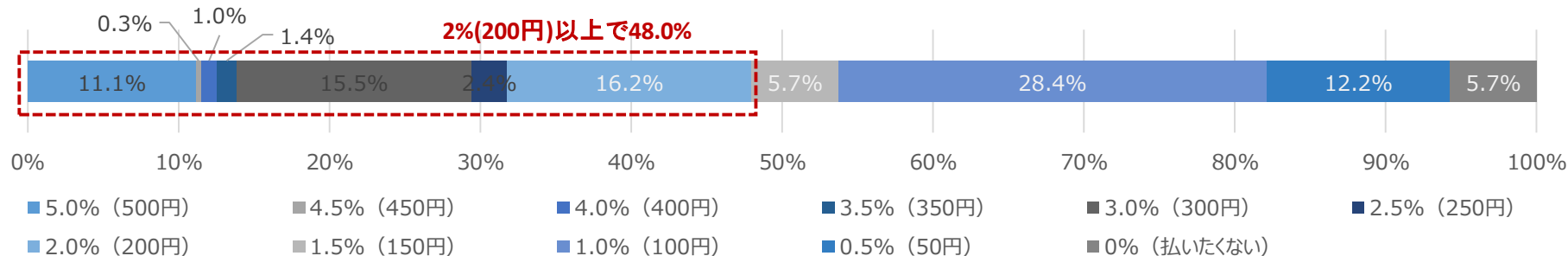


- 積極的に支払いたい。
- 金額、用途によって支払っても良い。
- どちらともいえない。
- あまり支払いたくない。
- 支払いたくない。

宿泊税導入に対する観光客の意識②

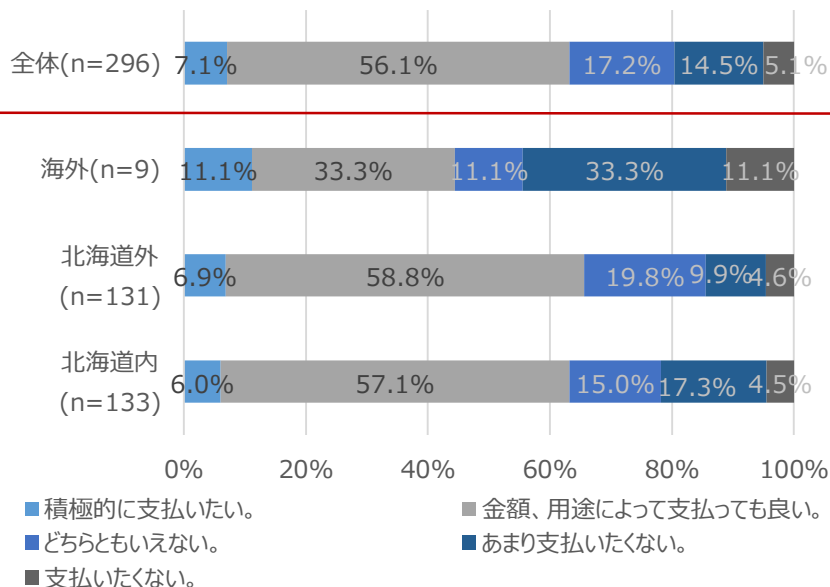
- ✓ 2%(200円)以上を許容する方は全体の48.0%であった。
- ✓ 個別では1%(100円)と回答した方が最も多く全体の28.4%を占めた。
- ✓ 支払い意思については道外客と道内客ではほとんど差がない。(海外はサンプル数が少ないため参考)

支払っても良い税額（最大）（n=296）



※()内は10,000円に対する税額

支払い意思【居住地別】（n=296）



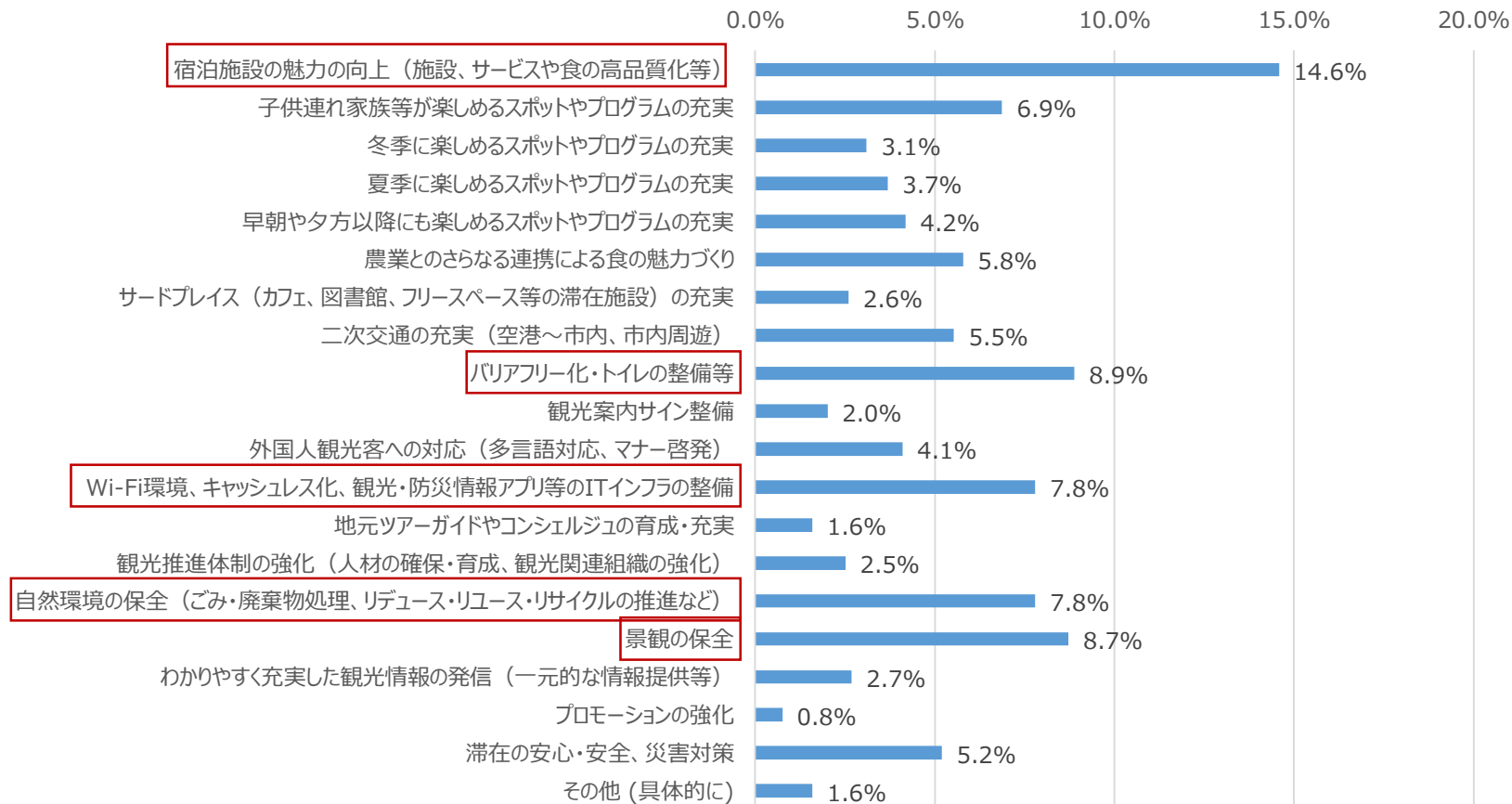
0%（払いたくない）と回答した方の理由(複数回答)

支払いたくない理由	n	%
観光客の利便性向上に繋がるかどうかわからない。	4	19.0%
消費税増税を控え、これ以上の課税を許容しない。	7	33.3%
富良野市の宿泊料金自体が高いため、負担が大きい。	1	4.8%
観光客に負担を強いるべきではない。	6	28.6%
自分のメリットが見えにくい。	3	14.3%
全体	21	100.0%

宿泊税導入に対する観光客の意識③

✓ 宿泊税の望ましい用途については、「宿泊施設の魅力の向上」との回答が最も多く、次いで「バリアフリー化・トイレの整備等」、「景観の保全」、「Wi-Fi環境、キャッシュレス化、観光・防災情報アプリ等のITインフラの整備」、「自然環境の保全」となった。

望ましい用途（上位5つ）（n=296）



宿泊税の使途① ～使途の全体像～

- ふらのビジョン2030の基本目標である「オールシーズン滞在型の国際観光地」に向けた戦略や取り組みに使用。
- 富良野市全体の魅力を高めるために必要な取り組み、新規事業、拡充すべき既存事業、緊急性の高い事業などに使用

①持続可能な観光地づくり

(①循環型(リピーターでも何度も来たくなる、市内を回遊しやすい仕組み、観光が地場産業をつなぐ、富良野の景観を次世代につなぐ)、

②富良野型ライフスタイルの提案(住民が地域を楽しめる) ③オフシーズン対策→雇用安定化→観光産業活性化)

オフシーズンを中心とした滞在の魅力づくり	事業費	国際観光地としての受入環境整備	事業費
宿泊施設の質の向上支援	30000千円	二次交通対策(北の峰-市街地、空港-富良野市街地)	30000千円
まちなか、駅周辺、北の峰エリア空間の魅力づくり (ランドデザインにおける拠点の整備)	100000千円	Wi-Fi整備、トイレ、多言語化、キャッシュレス化の推進 ※国際観光旅客税等による国の補助事業も活用	20000千円
一次産業との連携による食の魅力づくり	10000千円	オーバーツーリズム対策(ごみ問題、住民への対応)	10000千円
早朝・夜間、悪天時、季節ごと(特にオフシーズン)の コンテンツ開発	10000千円	アウトドア/体験コンシェルジュの設置	10000千円
景観保全/景観を楽しむ空間の整備	30000千円	効果的な情報発信・プロモーション	10000千円
		体験プログラムなどの地域情報のポータル化	7000千円

②国際観光地づくりを進めるための組織・基盤づくり

観光推進組織・人材の強化	事業費	的確な現状分析と計画	事業費
観光産業全般の雇用対策及び人材育成	30000千円	必要な統計データの取得と活用	10000千円
観光組織(DMO)の機能強化	10000千円	地域観光マーケティングの推進 (デジタルマーケティング、ロイヤリティプログラムなど)	20000千円
富良野観光を担う(DMO)専門人材確保と育成	24000千円/年	負担の少ないデータ取得・データ共有システムの構築	50000千円
その他(緊急性の高い事業など)	事業費	計画的な事業推進に向けた戦略づくり	10000千円
緊急性の高い事業	10000千円		

徴収コスト(11800千円/年)

宿泊税導入にかかる事業	事業費
徴収コスト(人件費、システム導入・ランニングコスト)	7574千円
特別徴収義務者への交付	4200千円

※富良野市では、特別徴収義務者の申告手続対応のため市民税係に1名増員し、その人件費については徴税経費として宿泊税財源を充てる。
※上記事業費は概算。着手初年度にかかる費用イメージ(赤字は税収時もしくは徴収後初年度に実施する事業案)

宿泊税の使途② ～導入初年度の使途イメージ～

- **入湯税、ふるさと納税など既存の税の使途と差別化・調整**して使用し、主に富良野市滞在の魅力づくり、受入環境整備、組織・基盤づくりに充てるべき。
- 毎年全額を使用するのではなく、(仮称)富良野市観光振興基金に積み立て、その年に必要な経費を切り崩して使用すべき。
- 事業ごとの実施主体(役割分担)は別途要検討

●導入初年度の使途内容と金額内訳イメージ ※この資料は単年度でどのくらいの事業が実施できるか例示したもので使途を限定するものではない

項目	事業内容	金額
DMO職員人件費※	- マネージャー人件費 給与等10,000千円×1.5×1人 = 15,000千円 - 職員人件費 給与等6000千円×1.5×1人 = 9,000千円 ※ミッションに見合った報酬を出し、組織体制を強化することで、取り組み自体のレベルアップが可能になる。	24000千円
宿泊税徴収経費	①職員1名分 6,274千円 (H30平均人件費) ②システム 1,000千円/年 ③システムランニング経費300千円 ④特別徴収義務者交付金 140,000千円×3% = 4,200千円 ① + ② + ③ + ④ = 11,774千円 ≒ 11,800千円	11800千円
宿泊施設の質の向上支援	宿泊施設の質の向上支援	10000千円
観光人材の育成※	- 観光ガイドの育成 - 人材確保のためのマッチング支援、インターンシップ支援	10000千円
オフシーズンを中心とした滞在の魅力づくり※	早朝・夜間、悪天時、季節ごと(特にオフシーズン)のコンテンツ開発 など	15000千円
二次交通対策※	- 市内の2次交通改 まちなか～中五区～中御料～北の峰の循環バスが、20,000千円。 - 空港～富良野間のアクセス改善10,000千円	30000千円
マーケティング+ロイヤリティプログラムの実施※	- 効果的なマーケティングの実施と顧客との関係構築強化(ロイヤリティプログラムの構築) - 負担の少ないデータ集約システムの構築と実施	20000千円
効果的な情報発信※	- 効果的な情報発信・プロモーション - 体験プログラムなどの地域情報のポータル化	10000千円
計	※の項目は、補助金等を活用することにより金額以上の事業執行が可能	130800千円

※人件費については、既存の観光担当職員や観光協会職員の人件費の穴埋めに使うことはせず、これから新たに事業を進めていくために増員が必要な人材や専門人材の確保に充てることが望ましい。

宿泊税の使途③ ～宿泊税を投下する取り組みの例～

- ✓ 多様な主体(他産業、住民等)と連携、役割分担しながら、富良野市のブランドを高めていくハード・ソフトの取り組みが必要
- ✓ その役割をしっかりと担える組織づくりと各事業の両面に宿泊税を投下していく必要がある

◎観光推進組織・人材の強化 ●観光組織(DMO)の機能強化

予算(概算)
2千万円

- ✓ ふらの観光まちづくり戦略会議を軸に、既存の観光関連組織の業務内容や役割分担を整理し、富良野市観光の中核的役割を担う新組織(DMO)の設立を検討する。
- ✓ 新組織のミッションや事業内容の組み立てをおこなうとともに、実効性の高い組織づくり、宿泊税を活用した組織運営にふさわしいガバナンスに適した法人格の選定をおこなう。
- ✓ 組織の要となる人材確保や体制づくりをおこなう。



【連携先】行政、既存の観光関連組織、観光庁など

◎的確な現状分析と計画 ●地域観光マーケティングの推進

予算(概算)
2千万円

- ✓ 来訪客の実態(訪問地点、移動手段、消費額等)や満足度調査やマーケティング(デジタル含む)を実施。(広域を対象としたふらの観光協会や行政等との役割分担)
- ✓ 調査・分析結果を会員や関係団体と共有するとともに富良野市としてのKPI(成果指標)の目標値を設定。
- ✓ 来訪客にカードを配布し、行動データを収集するとともに飲食店などの優待を受けられる「イヤリティブ」プログラムを構築。
- ✓ 事業者の負担を軽減しつつ、効果的にデータを回収できる仕組みに加えわかりやすくデータを共有できる仕組みを検討



【連携先】行政、観光施設、宿泊施設、交通事業者など

◎国際観光地としての受入環境整備 ●二次交通対策(北の峰-市街地、空港-富良野市街地)

予算(概算)
3千万円

- ✓ 来訪客に市内(+周辺エリア、空港含む)をどのように周遊してもらうかを描いたランドデザインを意識した上で、利用者ニーズに合った二次交通(循環バス等)の構築に向けた検討・整備を行う。
- ✓ 特に使いやすい運行時間帯、コンテンツとの連携(早朝の体験プログラム、夜の飲食店、公共交通機関との接続など)、外国人にとってわかりやすいシステム等を意識。
- ✓ 既存のバスのみならず、富良野のイメージに合った新たなコンテンツとなるような交通手段の検討・実証実験等を行う。



【連携先】交通事業者、行政、観光施設など

◎オフシーズンを中心とした滞在の魅力づくり

予算(概算)
1.1億円～

●まちなか、駅周辺、北の峰エリア空間の魅力づくり (ランドデザインにおける拠点の整備)

- ✓ 近年、魅力的な滞在空間が増えてきたまちなかに加え、ランドデザインにおいて重要な拠点となる駅(駅周辺)や北の峰エリア等の滞在施設空間等の魅力づくりをおこなう。
- ✓ 建物のみならず、公共空間(道路、公園、空き地)の高質化や活用を行い、富良野の自然景観に合ったまちなみと屋内外の滞在空間(憧れのライフスタイルが垣間見える)を整備



●早朝・夜間、悪天候時、季節ごとのコンテンツ開発

- ✓ 既存資源の活用やソフトの開発により、多様な天候やシチュエーションをイメージした過ごし方やコンテンツを整理・造成する。

【連携先】行政、観光施設、宿泊施設、ふらのまちづくり(株)など

宿泊税の制度設計①

	富良野市	左記の考え方
課税 客体	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 - 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 - 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	【民泊を含めることについて】 宿泊行為に対しての課税であれば、民泊宿泊者にも課税せざるを得ない。当市の場合、旅館業法及び住宅宿泊事業法については、北海道が所管しているが、違法民泊等がある場合については、北海道へ連絡し、民泊施設の届出を行うよう指導していただく。
納税 義務者	上記施設への宿泊者 ※宿泊目的に限らず徴収	【観光以外の宿泊も対象とすることについて】 - 宿泊税は観光振興のために使用するが、ビジネス客であっても富良野の魅力（域内交通、飲食店、買い物）を享受することになるため - 宿泊目的を把握・証明することが困難
徴収 方法	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から徴収・納入 ※道も宿泊税を導入する場合は富良野市が一括して徴収	全ての宿泊税導入先行自治体において宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施
申告 期限	毎月末日までに前月 1 日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は 3 ヶ月ごとに申告納入が可能	全ての導入先行自治体において毎月末日までに前月分を申告納入
税率	- 市として、定額制で200円(1人1泊、全宿泊料金)を確保すべき - 段階設定はなし - 道との二重課税が行われる場合は、宿泊客の負担と、富良野市としての税収必要額を考慮し、合算した税額は250円以内での調整が望ましいが、具体的な調整及び税額案の決定は有識者会議の提言を元に市が調整を進める。	200円については先例でも多くなっており、納税者にも受け入れられやすい（総務省も適正範囲と認識）が、250円の設定をどう考えるか。（入湯税として250円が徴収されている例（阿寒湖温泉、別府市）もあるため、突飛な金額ではない） 【定額制について】 - 当初は定率制を志向したものの、現行ホテルに導入されている会計システムが定率制に対応していないこと、定率制を導入した場合、道の宿泊税（定額制）との兼ね合いから申告事務が複雑化すること等を考慮した結果、まずは定額制で導入し、導入後の定期的な見直し時期に定率制への変更も検討する。 【段階設定について】 - 富良野市では2万円以上の宿泊施設がほとんどないため設定しない - 低額で段階設定をするとその金額近辺に設定している宿泊施設が宿泊費を値下げしてしまう懸念があること、道の段階設定と異なる場合に複雑になるため、まずはシンプルな制度で導入すべき。（道が段階設定を導入した場合は合わせて設定を検討） 【道との配分】 必要財源を確保するためには富良野市として最低200円は確保したい。

宿泊税の制度設計②

	富良野市	左記の考え方				
免税点	なし	- どのような宿泊施設に宿泊する客にも富良野市の宿泊税を理解していただき、公平に負担していただくことが重要だと考えており、市としては納税者に配慮する免税点を積極的に設ける動機は薄い。 - 免税点を設けないことで宿泊施設、宿泊客にとってもわかりやすくなる（道との兼ね合いも考慮） - 免税点を設定すると、目標とする財源規模が確保できない可能性が大きい				
課税 免税	学校教育法で規定する教育機関のうち、大学、専門学校（専門課程の専修学校）を除いた学校の修学旅行や研修旅行など学校行事で宿泊するもの	【修学旅行について】 - 富良野市の豊かな自然や文化、人々の日々の営みや生活にふれる体験は、北海道内だけではなく、国内や世界の学生生徒に学びや経験の機会を提供するものであり、学生生徒を教育機会の一環として私たちが受け入れることにより、私たち富良野市民の自身の学びや経験の機会となることも考慮し、修学旅行、教育旅行の受入については<u>公益性があるもの</u>として課税免除とする。 - 修学旅行については予算が厳しく、100円単位で上昇することで候補から外れる可能性がある 【学校に通学する生徒学生が参加する合宿やスポーツ大会について免税にしない理由】 （１）小中高、大学における部活動やクラブ活動は、次のように多様な方式があること - 学校活動とは区別されている少年団活動 - 中高における部活動はそれぞれの学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」・「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意」との位置づけ - 地域のスポーツクラブ活動などは、学校とは関係しない活動 （２）例えば、学校教育の一環との位置づけとなっている部活動は免税、非部活動となる地域クラブ活動は課税とした場合、活動が類似しているものを学校関与の有無だけで線引きすることに納税者の理解が得られないのではないか （３）例えば、大会参加のみを免税としようとした場合においても、事前合宿や練習試合との区別が難しいほか、大会に関係する者も、選手、競技役員、協賛スポンサーなど、大会関係者をどこまでとするのか特定が難しい ※富良野市としては上記(1)(2)(3)の考えを持ちつつも、二重課税となるため、北海道の考えと調整し制度を統一化 【ビジネス客を課税免税としない理由について】 - 観光目的と業務目的を区別することが難しい。 - 業務目的であっても食事や夜のまちを楽しむ。 【子どもについて】 - 基本的には子供であっても宿泊料金が発生する場合は課税対象。 ※ただし寝具代がかからない場合は宿泊料金が発生しないため対象外 ●参考：宿泊料金の考え方（京都市の宿泊税特別徴収の手引きより） <table><tr><td>宿泊料金に含まれるものの例</td><td>清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等</td></tr><tr><td>宿泊料金に含まれないものの例</td><td>食事代、遊興費、会議室の使用・休憩及びこれに類する利用行為に係る金額、消費税・地方消費税・入湯税等の税、自動車代・煙草代・電話代・土産代等の立替金等、宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額</td></tr></table>	宿泊料金に含まれるものの例	清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等	宿泊料金に含まれないものの例	食事代、遊興費、会議室の使用・休憩及びこれに類する利用行為に係る金額、消費税・地方消費税・入湯税等の税、自動車代・煙草代・電話代・土産代等の立替金等、宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
宿泊料金に含まれるものの例	清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等					
宿泊料金に含まれないものの例	食事代、遊興費、会議室の使用・休憩及びこれに類する利用行為に係る金額、消費税・地方消費税・入湯税等の税、自動車代・煙草代・電話代・土産代等の立替金等、宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額					

【参考】定率制と定額制の比較

- ✓ 宿泊税の徴収方法として、一般的に定率制と定額制がある。
- ✓ 定額制では観光客数、定率制では宿泊客数×消費単価に応じて税金が変化。
- ✓ 定率制では単価の向上も税金に影響するため、質を向上(単価向上)させることにより税金の増加が見込める。

	定率方式	定額方式
税金額	○ ・宿泊客数と単価が向上すれば税金も増える	△ ・単価の向上はあまり税金に影響しない
観光客の負担	○ ・観光客の単価に対応した税額 ・質(単価、季節性)に応じた支払額	△ ・安価な宿泊費に対しては負担が大きい ・質(単価、季節性)が変わっても支払額は同じ
事業者の負担 ー徴収のタイミング	△ ・決済時のみ徴収	△ ・決済時でもチェックアウト時でも徴収可能
ー算出	△ 税額が一律ではないため算出が必要 (食事代が含まれている場合の宿泊費の算出)	○ 徴収額が一律でわかりやすい
ーオフ期の負担軽減	○ 価格調整による需給バランスの確立を阻害しない	△ 価格調整による需給バランスの確立を阻害する
先行事例との 親和性	△ ・国内事例は少ないが海外は一般的 (インバウンドに説明しやすい)	○ ・国内事例は多い
社会・経済状況への 対応	○ 経済状況に適切	△ インフレやデフレなどに対応できない
拡張性・柔軟性	○	○ ・定額制の場合、事実上、五十円単位でしか変更ができない。

※免税点や課税免税の議論などにより解決できることもある。

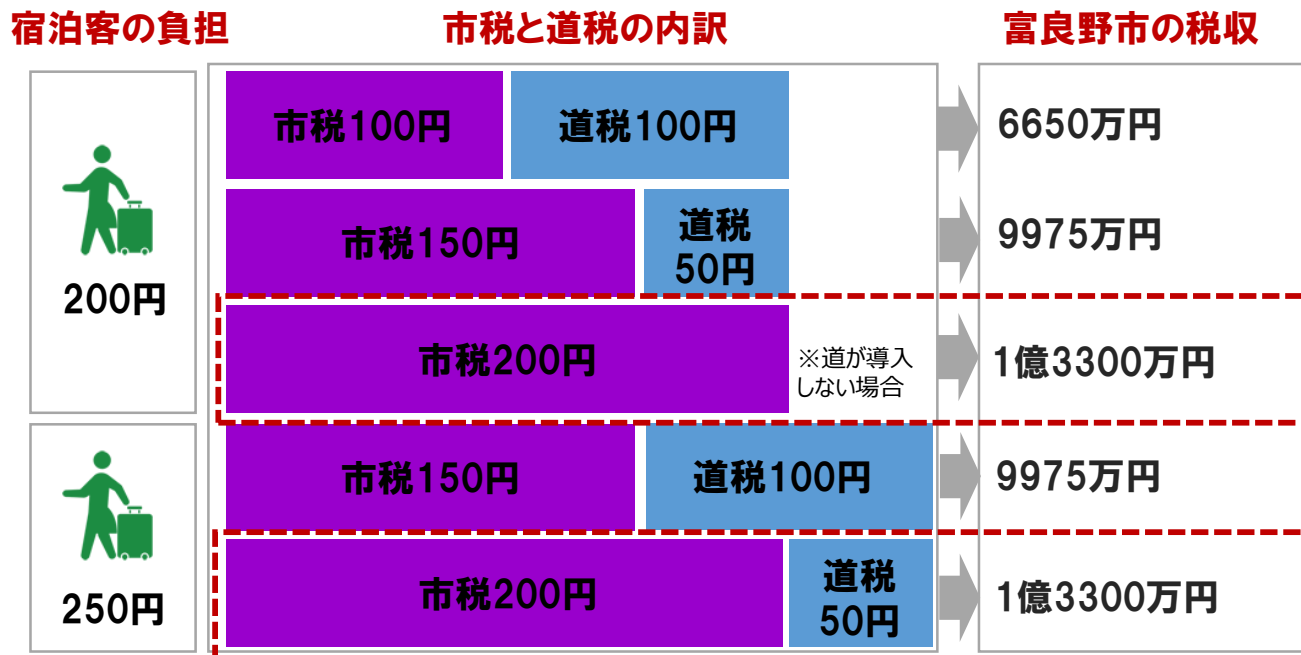
宿泊税の制度設計③ ～税率の考え方～

- 富良野市分として想定している用途を中心とした観光振興事業を継続的に実施するにあたっては、年間1億3千万円程度が必要。
- 北海道においても宿泊税の導入検討を進めているが、宿泊客の負担も考慮しつつ、上記の理由から市税分として200円は確保したい。

※段階設定、免税点なし、修学旅行課税免税で試算

※年間延66.5万泊（70万泊－修学旅行3.5万泊）で試算

※年間延泊は、2019年開業ホテルの宿泊者数や市が宿泊者数を把握していない宿泊施設の宿泊者数を加えると、10万泊程度は加算が見込めるが、シミュレーションの7割程度の税収になるという通説もあるため、加算分を見込まない試算としている



※富良野市観光統計と宿泊施設への聞き取りにより算出

【参考】税率見込算出根拠

●価格帯別ベッド数

	夏冬(ハイシーズン)			春秋(閑散期)		
	1泊素泊まり (施設数)	1泊素泊まり (ベッド数)		1泊素泊まり (施設数)	1泊素泊まり (ベッド数)	
2万円以上	3	424	9.4%	0	0	0.0%
5,000円以上20,000円未満	67	3492	77.7%	65	3794	84.4%
5,000円未満	26	578	12.9%	31	700	15.6%
未回答	9		0.0%	9		0.0%
計	105	4494	100.0%	105	4494	100.0%

●H30実績宿泊延数

	ハイシーズン	ローシーズン	年間	うち修学旅行	修学旅行を引いた合計
H30実績宿泊延数(泊)	462707	210341	673048	35000	638048
	68.7%	31.3%	100.0%	5.2%	94.8%

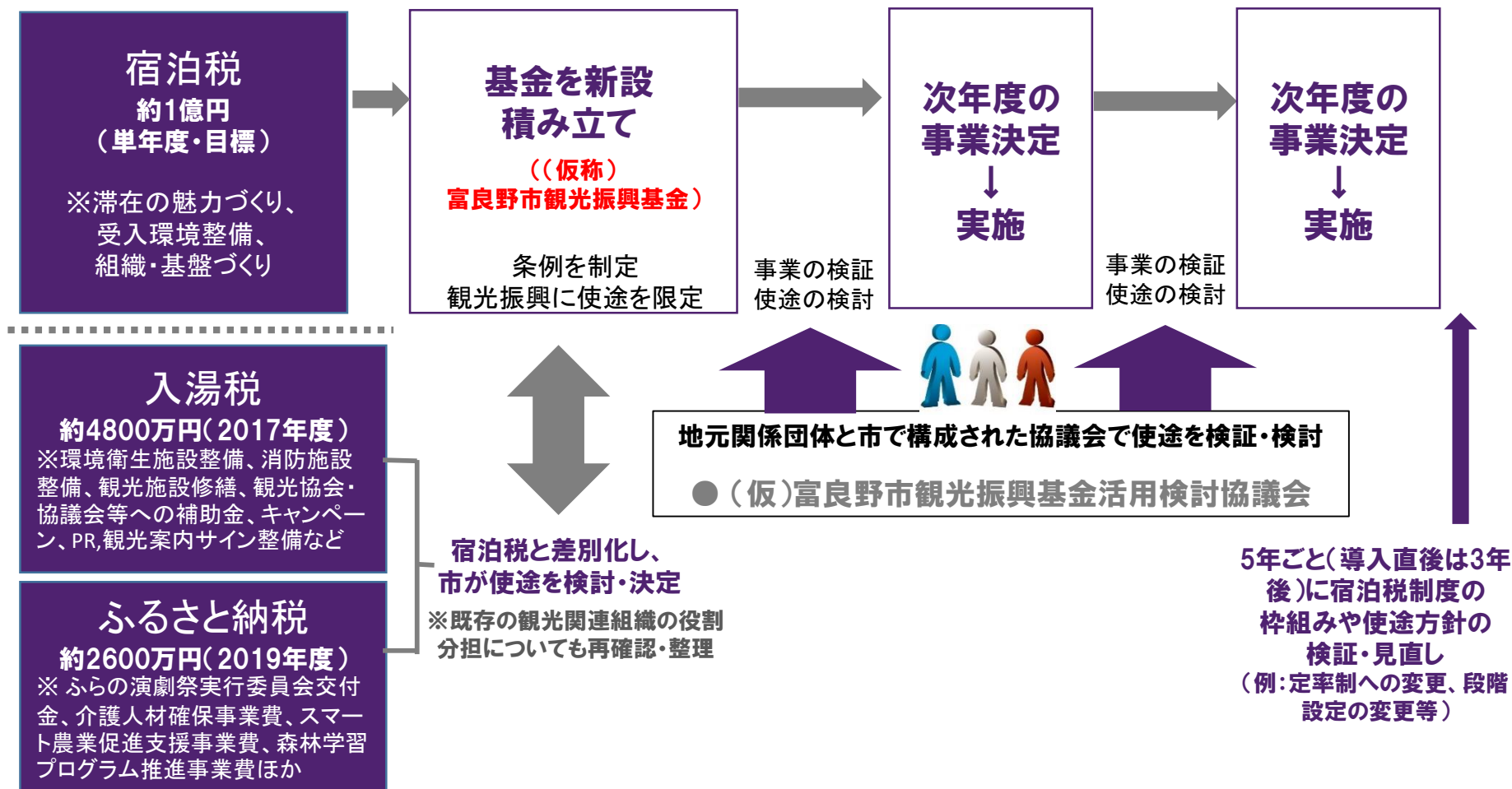
パターン	合計	道税	市税			最大宿泊能力における税収見込額										税収見込額 年間宿泊延数66.5万泊 (70万泊一修旅3.5万泊)
			条件1	条件2	条件3	夏冬(繁忙期)6,7,8,12,1,2月				春秋(閑散期)4,5,9,10,11,3月				最大宿泊稼働 における合計 (Y)+(Z)		
						5,000円未満	5,000円以上 20,000円未満	2万円以上	計(Y)	5,000円未満	5,000円以上 20,000円未満	2万円以上	計(Z)			
1	200円(一律)	100円	100円	100円	100円	14,493,639円	87,563,646円	10,632,012円	112,689,297円	7,997,150円	43,344,553円	0円	51,341,703円	164,031,000円	66,500,000円	
2	200円(一律)	50円	150円	150円	150円	21,740,459円	131,345,469円	15,948,018円	169,033,946円	11,995,725円	65,016,830円	0円	77,012,555円	246,046,500円	99,750,000円	
3	250円(一律)	50円	200円	200円	200円	28,987,278円	175,127,292円	21,264,024円	225,378,594円	15,994,300円	86,689,106円	0円	102,683,406円	328,062,000円	133,000,000円	
4	250円(一律)	100円	150円	150円	150円	21,740,459円	131,345,469円	15,948,018円	169,033,946円	11,995,725円	65,016,830円	0円	77,012,555円	246,046,500円	99,750,000円	
5	250円(5000円以上) 200円(4999円以下)	50円	150円	200円	200円	21,740,459円	175,127,292円	21,264,024円	218,131,775円	11,995,725円	86,689,106円	0円	98,684,831円	316,816,606円	128,440,992円	
6	250円(5000円以上) 200円(4999円以下)	100円	100円	150円	150円	14,493,639円	131,345,469円	15,948,018円	161,787,126円	7,997,150円	65,016,830円	0円	73,013,980円	234,801,106円	95,190,992円	
7	500円(20000円以上) 200円(19999円以下)	50円	150円	150円	450円	21,740,459円	131,345,469円	47,844,054円	200,929,982円	11,995,725円	65,016,830円	0円	77,012,555円	277,942,536円	112,681,010円	
8	250円(5000円以上) 150円(4999円以下)	50円	100円	200円	200円	14,493,639円	175,127,292円	21,264,024円	210,884,955円	7,997,150円	86,689,106円	0円	94,686,256円	305,571,211円	123,881,983円	
9	200円(5000円以上) 150円(4999円以下)	50円	100円	150円	150円	14,493,639円	131,345,469円	15,948,018円	161,787,126円	7,997,150円	65,016,830円	0円	73,013,980円	234,801,106円	95,190,992円	

※繁忙期は年間の68.7%、閑散期は31.3%で計算

※富良野市観光統計と宿泊施設への聞き取りにより算出

宿泊税導入後の使途の検証・検討プロセス

- 基金化し、年度ごとに必要な施策を検討し、取り崩して使用
- 市と地元関係団体で構成する協議会(新規もしくは既存)において、事業検証と翌年度使途を検討。
- 初回は導入3年後に、以降は5年ごとに宿泊税制度の枠組みや使途などの検証・見直しを行う

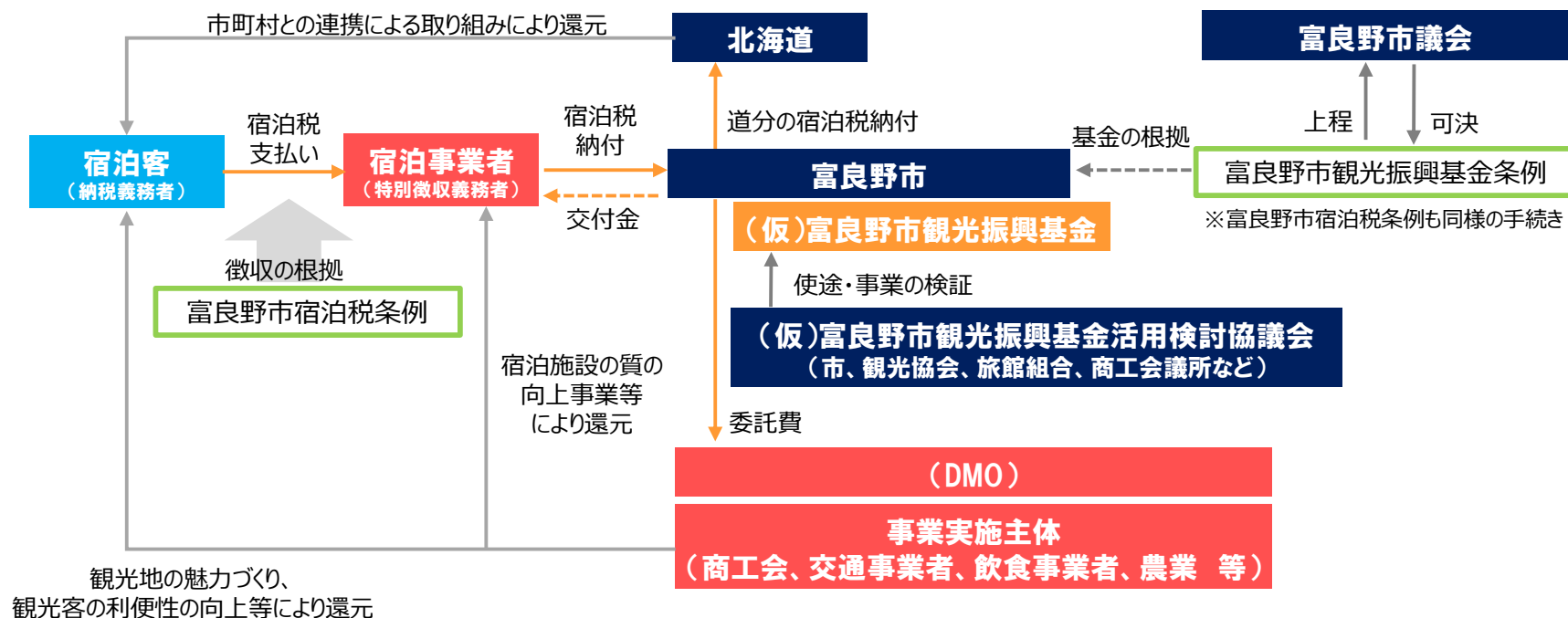


※入湯税については目的と用途が異なるため、宿泊税を導入しても減税等の措置は講じない

宿泊税の導入と運用に伴う条例

- 宿泊税を導入し、基金型で運用していくため、以下の1・2の条例を設置。
- 市における観光振興の重要性を認識・共有し、多様な主体が一体となって取り組むため観光振興条例をあわせて制定することも考えられる。

	概要	本則の主な構成(例)
1. 富良野市宿泊税条例	宿泊税の目的や制度設計などを示したもの	目的、用語、納税義務所、課税免税、税率、徴収方法、特別徴収義務者、帳簿の記載義務、委任、過料など
2. 富良野市観光振興基金条例	観光振興基金の目的や管理・運用方法などを示したもの	目的、積立、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分、委任など
(富良野市観光振興条例)	地域における観光振興への姿勢や方針などを示したもの。宿泊税条例、観光振興基金条例、ビジョンなどとあわせて制定することで、これらの位置づけや重要性が明確になる。	目的、定義、基本理念、各主体の役割、観光計画、持続可能な観光振興、観光産業の振興、受入環境の整備、広域連携、体制、財源 など



富良野市観光振興財源検討有識者会議 提言まとめ①

●宿泊税導入の必要性

- ✓ もし、ふらのビジョンで挙げられた課題を放置し、農業と観光業を中心に発展してきた富良野市で観光業が衰退すれば、雇用面や市民生活レベルの質の低下など、大きな問題につながりかねない。
- ✓ ビジョンを確実に実行し、**持続可能な観光地づくりを実現するためには、新たな独自財源の確保を図ることが必要。**
- ✓ 入湯税や協力金など様々な観光振興財源を検証した結果、**富良野市では法定外目的税である宿泊税が最も条件に合致している。**
- ✓ 観光客を対象とした「富良野市宿泊税に関するアンケート調査」結果でも7.1%が「積極的に支払いたい」と回答し、半数以上の56.1%が「金額、用途によっては支払っても良い」と回答しており、一定の理解は得られているが、宿泊税の制度や用途について、納税者が理解できるよう、周知・説明すべき。

●宿泊税の使途

- ✓ 具体的な使途としては、**①持続可能な観光地づくり(オフシーズンを中心とした滞在の魅力づくり、国際観光地としての受入環境整備)、②国際観光地づくりを進めるための組織・基盤づくり(観光推進組織・人材の強化、的確な現状分析と計画、その他緊急性の高い事業など)を想定。**
- ✓ そのためには**年間1億3千万円程度(宿泊税1人1泊200円)の税収確保が必要。**
- ✓ 既存の**入湯税やふるさと納税の使途と重複しないよう、市が棲み分け整理と検証をおこなうべき。**

●宿泊税の制度設計

- ✓ 当初、定率制も検討したが、現行ホテルに導入されている会計システムが定率制に対応していないこと、定率制を導入した場合、道の宿泊税(定額制)との兼ね合いから申告事務が複雑化すること等を考慮した結果、**まずは定額制で導入することが望ましい。**
- ✓ 税額は、特に効果的に使途へ投入していくためにも、**富良野市の税額として1人200円は確保すべき。**道との二重課税が行われる場合は、宿泊客の負担と、富良野市としての税収必要額を考慮し、合算した税額は250円以内での調整が望ましいが、**具体的な調整及び税額案の決定にあたっては有識者会議の提言を元に市が調整を進めていただきたい。**
- ✓ 富良野市では入湯税の対象施設が4施設(令和2年1月31日現在)であるため、宿泊税の導入による入湯税の減額はしない。
- ✓ 公平に負担していただくため、**免税点は設けない。**
- ✓ **学校行事としての修学旅行や研修旅行については公益性が認められることと、就学旅行等は予算が多くない中での競争となるため、100円単位の経費増が発生しても、旅行先として敬遠されることが懸念されることから課税免税とする。**

富良野市観光振興財源検討有識者会議 提言まとめ②

●宿泊税の運用について

- ✓ 初回は導入3年後に、以降は5年ごとに宿泊税制度の枠組みや用途などの検証・見直しを行う。
- ✓ ただし、用途は市と地元関係団体で構成する（仮）富良野市観光振興基金活用検討協議会において、事業検証と翌年度用途を毎年検討することが望ましい。また、税収は（仮称）富良野市観光振興基金に積み立て、その年に必要な経費を切り崩して使用すべき。

富良野市観光振興財源検討有識者会議 委員名簿

分野	所属	役職	氏名（敬称略）
宿泊事業者	富良野旅館業組合	組合長	石 平 清 美
	北の峰旅館組合	組合長	小 林 英 樹
	新富良野プリンスホテル	支配人	朝 山 雅 之
観光関係者	一般社団法人ふらの観光協会	会長	鈴 木 敏 文
	株式会社富良野物産観光公社	代表取締役	藤 田 均
	富良野体験観光プロモーション協会	会長	松 下 隆 裕
経済団体 関係者	富良野商工会議所	専務理事	大 玉 英 史
旅行業 関係者	一般社団法人日本旅行業協会北海道支部	旭川地区連絡会副委員長	谷 崎 修
学識経験者	公益財団法人日本交通公社	観光政策研究部長	山 田 雄 一
	北海道運輸局観光部	観光部長	安 田 稔 幸 (オブザーバー)